

## 太陽光発電施設（営農型発電施設：区域内の一時転用）

- 1 農地法第（４・５）条許可申請書（※一時転用のため３年毎に申請）
- 2 全部事項証明書
- 3 位置図
- 4 申請地付近の見取図
- 5 施設配置図
- 6 地籍図
- 7 平面図・断面図
- 8 コンクリート構造図及び表示図
- 9 事業計画書
  - ①申請地を選定した理由
  - ②申請面積を必要とする理由（支柱・送電用電柱の数等）
  - ③土地利用計画と工事計画
  - ④資金計画
  - ⑤その他法令に関する手続き
  - ⑥その他参考
- 10 資金証明書（残高証明、融資証明書等）（直近のもの）
- 11 意見書（土地改良等地区内の場合）
- 12 被害防除計画書・被害防除に関する誓約書
- 13 営農型発電設備の下部の農地における営農計画書及び当該農地における営農への影響の見込み書
  - ①営農型発電設備の設置を計画している農地等の概要
  - ②営農型発電設備を計画している農地の営農計画
    - ・下部の農地における作付け予定作物及び作付面積（１・２・３年目）
    - ・営農に必要な農作業の期間
    - ・利用する農業機械
    - ・農作業に従事する者の農作業経験等の状況
  - ③営農への影響の見込み
    - ・生育に適した日照量の確保
    - ・効率的な農作業の実施
      - ア．支柱の高さ、間隔
      - イ．農作業を行う上で通常必要となる空間の確保について
    - ・下部の農地の反収
- 14 作物の栽培基準表
- 15 撤去保証書
- 16 栽培に関する意見書（JA 鹿児島いずみ園芸農産事業部指導課長）
- 17 太陽光発電設備に係る設備認定通知書（九州経済産業局）
- 18 工事費負担金請求書（九州電力株式会社）

※毎年の報告

1. 営農型発電設備の下部の農地における農作物の状況報告
2. 営農型発電設備の下部の農地における農作物の状況報告に関する申述書  
(営農に関し、順調に生育せず、出荷等ができなかった場合等)

※ 営農においては、作業日誌等を準備し報告の参考となるよう生産工程を記述したほうがよい。